



## 原状回復に関する誓約書

相 模 原 市 長 殿

私は、今回市営住宅を増改築・模様替えするにあたり、相模原市市営住宅条例を遵守するとともに、退去時には原状に復することを誓約します。

年 月 日

市営 住宅・団地 棟 号

氏名 \_\_\_\_\_

### 相模原市市営住宅条例

- 第 30 条 入居者は、公営住宅を模様替し、又は増築してはならない。ただし、原状回復又は撤去が容易である場合において、市長の承認を受けたときは、この限りでない。
- 市長は、前項ただし書の承認をするに当たり、入居者が当該公営住宅を明け渡すときは、入居者の費用で原状回復又は撤去を行うことを条件とするものとする。
- 第 1 項ただし書の承認を受けずに公営住宅を模様替し、又は増築したときは、入居者は、自己の費用で原状回復又は撤去を行わなければならない。
- 入居者が、前項の規定に違反し、本市に損害を与えたときは、その損害を賠償しなければならない。